

総合科学技術・イノベーション会議 生命倫理専門調査会「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース運営規則(平成 29 年 7 月 6 日 生命倫理専門調査会会長決定)
第 7 条 第 4 項に基づく欠席する構成員からの意見

第 2 回

総合科学技術・イノベーション会議 生命倫理専門調査会
「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース

平成 29 年 8 月 28 日

総合科学技術・イノベーション会議 生命倫理専門調査会「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース運営規則(平成29年7月6日 生命倫理専門調査会会長決定)第7条 第4項に基づく欠席する構成員からの意見

神里 彩子 構成員

1. 検討の進め方について

事務局提案において、受精卵ゲノム編集を念頭においた記載なのか、より広いヒト胚の取り扱いについての記載なのか、文面からは判別できない部分がありました。タスク・フォースは、受精卵ゲノム編集の議論の中から「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」の検討の必要性が生じて設置されたという経緯があります。そのため、受精卵ゲノム編集に関する情報は生命倫理専門調査会のヒアリング等を通じて調査されていますが、それ以外のヒト胚の取扱いについては情報が不足しており、そのような状態で議論を進めることは避けるべきです。そこで、受精卵ゲノム編集についての議論を先行させつつ、並行して、それ以外のヒト胚の取扱いについての情報収集・共有を進めてはどうかと考えます。

2. 受精卵ゲノム編集について

今回の事務局提案では、「余剰胚」を対象に検討を進めることが提案されており、これには賛成です。但し、多精子受精卵(3PN)の研究利用についても検討したほうが良く、その前提として3PNの位置づけ※についても一度整理しておく必要があるのではないかと考えます。

※ クローン技術規制法では、胚を「一の細胞(生殖細胞を除く。)又は細胞群であって、そのまま人又は動物の胎内において発生の過程を経ることにより一の個体に成長する可能性のあるもののうち、胎盤の形成を開始する前のものをいう。」としています。一般的に言われるように3PNは個体に成長する可能性がない受精卵であれば、3PNは「胚」に該当しないということになります。他方で、特定胚指針では、人クローン胚作成への利用が認められる未受精卵等(受精胚を含む。)の一つとして「生殖補助医療に用いる目的で作成された一の細胞であるヒト受精胚であって、生殖補助医療に用いる予定がないもののうち、前核(受精の直後のヒト受精胚に存在する精子又は未受精卵に由来する核であって、これらが融合する前のものをいう。)を三個以上有する、又は有していたもの」を挙げています。また関連して、新規体細胞核移植(3N-SCNT)法による受精卵については「胚」と位置づけられ、この方法での「ヒト胚を作成すること及び当該ヒト胚から多能性細胞を樹立することについては、当面、行わないこととすることが適切」との方針が出されています(文科省科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会「新たなヒト胚作成技術に係る当面の対応について」(平成24年2月1日))。

3. 余剰胚の研究への提供に関する実態について

研究を行う場合、多くの余剰胚が必要になりますが、実状として、どのくらいの余剰胚が研究利用のために提供されているのか、また、研究に用いられているのか、議論のための基本情報としてデータを提供していただきたいです。

4. 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」に基づく制度設計について

(生命倫理専門調査会での検討を含む中・長期的な課題として)

「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」では、ヒト受精卵・胚は「人の生命の萌芽」であることから「その目的如何にかかわらず、ヒト受精胚を損なう取扱いが認められないことを原則」とし、ヒト受精卵・胚を体細胞と明確に区別しています。しかしながら、ヒト受精卵・胚を用いる研究については、特定の研究（ヒトES細胞の樹立、クローン胚作成・利用、ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究）にしか公的規制（指針）は設けられておらず、ヒト受精卵・胚を用いる研究一般をカバーするルールは学会による自主規制しかありません。他方で、多くの国では、ヒト受精卵・胚の研究利用について公的規制が整備されています。

2004年の「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」の策定においては、ヒトクローン胚や研究目的での胚作成の是非等の議論に多くの時間を要したことから、受精卵・胚を用いる研究一般に関する公的規制の制度設計の議論まで行き着かなかった経緯があります。

ヒト受精卵ゲノム編集のみならず、今後もヒト受精卵・胚の利用をめぐる新しい問題が浮上することは容易に予想されます。ヒト受精卵・胚の取扱いについて土台となる公的規制の制度設計を、今からでも行うべきではないかと考えます。

以上

総合科学技術・イノベーション会議 生命倫理専門調査会「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース運営規則(平成29年7月6日 生命倫理専門調査会会長決定)第7条 第4項に基づく欠席する構成員からの意見

米村 滋人 構成員

1. 検討の対象となる研究目的及び検討の優先順位について

私は、「生殖補助医療研究目的」についての検討を先行させるという事務局の方針に必ずしも反対するものではないが、先行させるととも、優先検討期間はごく短期間(数ヶ月程度)とし、できるだけ速やかに、遺伝性疾患その他の疾患に対する治療法開発に関する研究を含め、他の場面に関する規制の要否につき検討を行うべきであると考える。

(理由)

第1回タスク・フォースで発言したとおり、具体的な制度化(指針策定)に当たっては他の目的に関する規制の要否等をあわせ考慮する必要があり、研究目的ごとに別個の指針を策定することは、規制を複雑化させ社会的混乱をもたらす可能性が高い。「生殖補助医療目的」の場合のみの制度化(指針策定)を先行させることは適切でないと考える。したがって、「生殖補助医療目的」の検討を先行させるととも、その場合の規制の要否と基本方針の策定を行った後は、他の場面に関する規制の要否と基本方針の検討に移り、具体的な制度化は、種々の場面での規制に関する基本方針が出そろった後に検討すべきであると考える。

2. 対象とするヒト受精胚の種類について

私は、「余剰胚」を対象とする場合についての検討を先行させるという事務局の方針に必ずしも反対するものではないが、できるだけ速やかに、「新規受精胚」の作成や配偶子作成を伴うゲノム編集技術の利用研究に対する規制の要否と基本方針の検討を行うべきであると考える。

(理由)

本来、規制の要否と基本方針を検討するに当たっては、検討対象を「余剰胚」利用の場面に限定する必要はなく、むしろ、より倫理的問題性の大きい受精胚作成や配偶子作成も検討の俎上に載せるのでなければ、ゲノム編集の規制方針に関する検討を付託されたタスク・フォースの職責を全うできないと考える。すべての問題を同時に検討することには困難を伴うことも事実であるため、「余剰胚」利用の場面を先行させること自体はやむを得ないと考えるものの、他の場面に関する規制方針も速やかな検討を要する。

3. 具体的な制度的枠組みについて

私は、指針の策定を前提に議論を進めることには、反対する。また、仮に指針策定の方向性を採用するとしても、「生殖補助医療研究」目的の「余剰胚」利用研究など、一部の場面のみを適用対象とする指針を策定することには強く反対する。具体的な制度枠組みについては、種々の場面に関する規制の基本方針が出そろった後に、わが国の生命科学の健全な発展の観点から必要十分な規制となるよう、一貫した方針の下に慎重な制度化の検討がされるべきである。

(理 由)

ゲノム編集技術を用いた医療・研究につき、どのような法形式による規制を行うのが望ましいと考えるかは、規制の要否やその内容を踏まえた上で、現実的な規制の必要性・実効性等を総合的に考慮しつつ決定すべきであり、検討の開始時点で固定すべきものではないと考える。

加えて、今回の事務局提案では「『生殖補助医療研究』を目的とした、『余剰胚』を用いた研究を対象とする指針を整備する」ことが提案されているが、このような形で目的や対象事例を限定した指針を策定することは、上記1.でも述べた通り、指針をいたずらに細分化させ規制を複雑化させるものであり、社会的混乱を惹起する可能性が高い。さらに、このような方針で指針を策定することは、ゲノム編集技術全般に対する全体方針の策定を待たず、一部の問題場面のみにつき場当たり的な規制方針を採用することになりかねず、将来に向けた日本の生命科学研究の健全な発展に重大な障害をもたらす可能性がある。今後数十年にわたる生命科学研究の行方を左右する規制に関しては、「手をつけやすいところから手をつける」というような方針で臨むべきではなく、仮に一部のみを制度化するとしても、全体を見通した一貫した規制方針を定めた上で行うべきであると考える。

以上